

Main topic

◆新型コロナウイルスに負けず、元気に活動しております。

皆様、いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスの影響により、社会は大幅に変化しました。弊所も例にもれず、新規面談相談を一時自粛し、裁判所の期日はすべて取消しとなり、相談者の方や依頼者の方に大変なご迷惑をおかけしました。

6月に入り、裁判所の期日も再指定され、弊所にも元通りの日常が訪れようとしています。

弊所では、相談者、依頼者、事務職員等弊社に関係するすべての方々の安全確保のため、①換気、②消毒、③アクリルパーテーションによる飛沫対策という「感染対策」を取り、営業をしております。

業種によっては、影響が甚大である方も多く、軽はずみなことを申し上げることはできませんが、弊所はこれからも新型コロナウイルスに負けず、元気に活動してまいります。



半田知多総合法律事務所
弁護士（愛知県弁護士会所属）

Hideshige Hirano

平野 秀 繁

Sub topics

◆半田市役所、常滑市役所、半田郵便局で弊所の紹介映像が流れます。

令和2年より、半田市役所と常滑市役所の市民窓口課前のモニター（住民票、戸籍、所得証明など各種証明書の交付窓口前のモニターです。）、半田郵便局入り口すぐのモニターで、紹介映像の放映を開始しました。

半田市役所、半田郵便局、常滑市役所にお立ち寄りの際は、ぜひご覧いただくと幸いです。

紹介映像は、弊所の事務員さんに出演協力をいただき、制作しました。



◆令和2年4月、債権法(民法)の大改正が施行されました。

令和2年4月、債権法(民法)の大改正が施行されました。

債務不履行、契約不適合責任、保証、時効、約款、法定利率等多岐にわたり、改正されました。

弊所ホームページの「半田知多総合コラム」にて、事例を交えて、改正法の解説をしておりますので、ご覧いただければ幸いです。

特に、債務不履行、契約不適合責任、時効等は理論的な考え方自体が変化しており、弁護士も日々、新たな情報に接して勉強しております。



◆事務局だより

ニュースレター初登場の杉浦です。この度、紹介映像に後ろ姿で登場しました。

“弊所を知っていただく為に映像を市役所等で放映する”

紹介映像の制作が決定し、あっという間に撮影の日になりました。

動画撮影は初めての事だらけ。照明関係、カメラワーク等ほんの少しの違いで印象が大きく変わるという事で、何度もリメイクがあり、撮影は2日間に及びました。

監督の指示を受け、香り良いコーヒーを淹れる、相談風景を再現するなど工夫をこらしております。是非ご覧いただければと思います。（文責：杉浦）



半田知多総合法律事務所
〒475-0922
愛知県半田市昭和町1丁目29番地
セントラル知多半田4階
TEL: 0569-47-9630



弊所ホームページもご覧ください。
URL: <https://handalaw.jp>

半田知多総合法律事務所

検索